

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年 8 月 27 日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第 3 号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給日及び評価終了日) 第27条 条例第7条第3項の規定により昇給を行う同項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、第31条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、<u>昇給日前における同項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、昇給日前1年間における9月30日（以下「評価終了日」という。）とする。</u></p> <p>(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由) 第27条の2 <u>条例第7条第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会に協議して教育委員会が定める事由とする。</u></p> <p>(勤務成績の証明) 第28条 略</p> <p>(昇給区分及び昇給の号給数) 第29条 略 2 略</p> <p>(1) 人事委員会に協議して教育委員会の定める事由以外の事由によって<u>評価終了日以前1年間</u>（当該期間の中途において新たに職員となった者にとっては、新たに職員となった日から<u>評価終了日</u>までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D</p>	<p>(昇給日) 第27条 条例第7条第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、第31条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。</p> <p>(勤務成績の証明) 第28条 略</p> <p>(昇給区分及び昇給の号給数) 第29条 略 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>(1) 人事委員会に協議して教育委員会の定める事由以外の事由によって<u>昇給日前1年間</u>（当該期間の中途において新たに職員となった者にとっては、新たに職員となった日から<u>昇給日の前日</u>までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D</p>

(2) 略

3・4 略

5 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第33条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会に協議して教育委員会の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあつては、人事委員会に協議して教育委員会の定める号給数）とする。

6・7 略

(2) 略

3・4 略

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第33条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあつては、人事委員会に協議して教育委員会の定める号給数）とする。

6・7 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 令和2年1月1日に行われる公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第7条第3項の規定による昇給については、改正後の第27条中「日は、昇給日前1年間における9月30日（以下「評価終了日」という。）」とあるのは「期間は、令和元年9月30日（以下「評価終了日」という。）以前9月間」と、第29条中「1年間」とあるのは「9月間」とする。